

**地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の
山口県が定める基準を満たす研修等の開催について**

当該研修の主な基準は、以下のとおりです。

- 研修実施機関は、地域包括支援センター、日本(山口県)介護支援専門員協会、市町村及び都道府県であること
- 研修内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること
- 時間数は、5時間以上であること

◆ 令和元年度実施研修（令和元年7月29日現在）

※研修実施の届出があったものから順次、掲載しています。

※研修の受講申込等については、各研修の問い合わせ先におたずね下さい。

【No.15】

研修名称	「権利擁護を考える研修会」～利用者がいるところからはじめる～
日程	令和元年9月20日(金)午前10時00分から午後4時00分
申込期間	令和元年7月29日(月)～ 令和元年8月30日(金)
内容	講義・グループワーク 「権利擁護」を考える準備をしましょう 「権利擁護」の制度をおさらいしましょう 「権利擁護」を共有しましょう 「権利擁護」に関する情報を交換しましょう 「権利擁護」に視点をおいて事例を検討しましょう
対象者	(主任)介護支援専門員
研修実施機関	下関市介護支援専門員協会
研修に関する 問い合わせ先	(所属)下関市介護支援専門員協会 (氏名)佐々木 利恵 (電話)083-227-2700
備考	開催要項掲載先:山口県介護支援専門員協会HP (http://www.y-cma.jp/index/page/id/860)